

臨時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年1月24日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

ホテルグランドアーク半蔵門4階
富士東の間
東京都千代田区隼町1番1号

決議事項

- 第1号議案 新設分割計画承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

当日ご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）で行使される場合

詳細は**3ページ**をご参照ください。



インターネットで行使される場合

詳細は**4～5ページ**をご参照ください。



議決権行使が簡単に！ スマートフォンからQR
コードを読み取ることで、
議決権を簡単にご行使
いただけます。

「スマート行使」対応

目次

株主の皆さまへ	1
臨時株主総会招集ご通知	2
議決権行使等についてのご案内	3
株主総会参考書類	6

経営理念

IDentity

Innovation Driven Visionary Company

誇り/Pride

私たちは、損か得かで判断するのではなく、正しいか正しくないかで行動します。

ミッション/Mission

私たちは情報サービス企業として、わくわくする未来創りに参加します。

三命/Attributes

- 卓越した技術（High Technology）はIDグループの生命
- 高品質のサービス（High Quality）はIDグループの使命
- 未知への挑戦（Challenge）はIDグループの命題

3つの組織/Organization

- 「前向きな姿勢」を怠らない組織
- 「明日の組織造り」を怠らない組織
- 「人間力作り」を怠らない組織



株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

先般の定時株主総会においては、持株会社制への移行に関する議案を取り下げたことにより、株主の皆さまには、ご心配とご迷惑をおかけしておりましたが、このたび、準備が整いましたことから、ここに臨時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

I Tサービス業界を取り巻く環境は、顧客ニーズの高度化、技術革新スピードの加速化などにより、従来になく変化の激しいものとなっております。このような経営環境のなか、当社グループのさらなる成長と企業価値の継続的増大のため、持株会社制へ移行し、機動的で効率的なグループ運営体制を構築いたします。

当社は、来年創立50周年を迎えます。新たな組織体制のもとで、新たな中期経営計画を策定・推進するなかで、さらなる企業価値の向上を図り、株主の皆さまのご期待に沿えるよう努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2018年12月27日

(証券コード 4709)
2018年12月27日

株主の皆さまへ

東京都千代田区五番町12番地1
株式会社インフォメーション・ディベロプメント
代表取締役社長 船越真樹

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年1月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、決議の結果は、インターネット上の当社ウェブサイトにてご報告させていただきます。

敬 具

記

1 日 時	2019年1月24日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門4階 富士東の間
3 目的事項	決議事項 第1号議案 新設分割計画承認の件 第2号議案 定款一部変更の件
4 議決権の行使等についてのご案内	3ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.idnet.co.jp>）に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知の発送日は2018年12月27日ですが、早期開示の観点から2018年12月21日よりインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.idnet.co.jp>）に掲載しております。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下のいずれかの方法によりご行使いただくことができます。



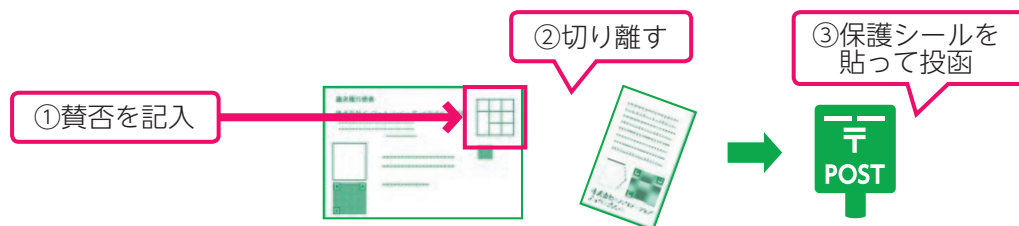
当日、株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



書面（郵送）で行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。



行使期限 2019年1月23日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

議案について賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットで議決権を行使される場合

▶ 次ページ以降をご参照ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

● 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.idnet.co.jp>) に掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使についてのご案内

下記①②のいずれかの方法によりご行使いただくことができます。

①QRコードを読み取る方法
「スマート行使」

②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

行使期限

2019年1月23日(水曜日)
午後5時30分受信分まで

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

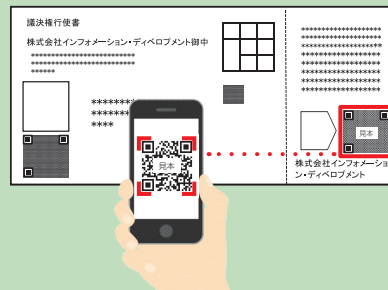
みずほ信託銀行
証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(受付時間▶平日 9:00~21:00)

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ってください。

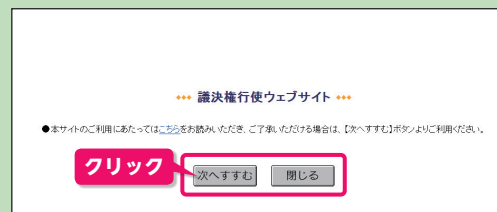
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「次へすすむ」をクリック。

インターネットより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」対応

2

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

「スマート行使」による議決権行使は1回のみ可能です。

再度行使する場合は、「②議決権行使コード・パスワードを入力する方法」によるお手続きとなります。

2

ログインする

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。

3

パスワードの変更（初回ログイン時）

議決権行使書用紙に記載された「パスワード」および「ご使用になる新しいパスワード」を入力し、「登録」をクリック。

4

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

I Tサービス業界を取り巻く環境は、顧客ニーズの高度化に比べ、技術革新スピードの加速化などにより、従来になく変化の激しいものとなっております。

このような経営環境のなか、当社グループのさらなる成長の実現、ならびに企業価値の継続的増大をはかっていくためには、従来にもまして迅速かつ確かな経営判断と業務執行が不可欠と考えます。当社は、今回の持株会社制への移行により経営機能と執行機能を明確に分離し、より機動的で効率的なグループ運営体制を構築することで、さらなるグループの企業価値向上を目指してまいります。

なお、持株会社制への移行は、新設分割により、現在当社が展開するシステム運営管理、ソフトウェア開発等のすべてを担う事業会社を新設し、当該事業を当該新設会社へ分割承継する形で行います。この結果、当社は各子会社の持株会社として、グループ戦略機能および各事業会社の管理機能を担い、引き続き上場を維持してまいります。なお、本議案につきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が、原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が発生するものとします。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

株式会社インフォメーション・ディベロプメント（以下「甲」という。なお、甲は第6条に定める成立日をもって株式会社IDホールディングスに商号変更予定）は、新たに設立する株式会社インフォメーション・ディベロプメント（以下「乙」という）に対し、甲の現に営む全事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務の一部を承継させるため、新設分割（以下「本件分割」という）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という）を作成する。

第1条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとす

る。

第2条（乙の設立時取締役および設立時監査役）

乙の設立時取締役および設立時監査役は、以下のとおりとする。

（1）設立時取締役

舩越 真樹

山川 利雄

小池 昭彦

七尾 静也

（2）設立時監査役

田村 公一

渡辺 尚生

第3条（承継する権利義務）

甲が、本件分割により、乙に承継させる本件事業に関する権利義務（以下「本件承継対象権利義務」という）は、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおりとし、甲は、2018年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに、第6条に定める乙の成立日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、第6条に定める乙の成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。なお、甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第4条（本件分割に際して交付する乙の株式の数）

乙は、甲に対し、本件分割に際して、普通株式1千株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として甲に交付する。

第5条（乙の資本金および準備金の額）

乙の資本金および準備金の額は以下のとおりとする。

（1）資本金の額 金4億円

（2）資本準備金の額 金0円

（3）利益準備金の額 金0円

第6条（新設分割設立会社の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「成立日」という）は、2019年4月1日とする。ただし、甲は、手続きの進行に応じ必要があるときは、取締役会決議により、成立日を変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条（本計画の変更等）

甲は、本計画作成後成立日に至るまで、天災地変その他の事由により甲の財産状態または経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、取締役会決議により、本計画を変更し、または本件分割を中止することができる。

第9条（本計画の効力）

本計画は、成立日までに本件分割の実行のために必要となる株主総会における承認ならびに関係官庁の認可、許可、登録および承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（本計画外事項）

本計画に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲の取締役会がこれを定める。

上記計画を証するため、本書を作成する。

2018年10月31日

東京都千代田区五番町12番地 1

株式会社インフォメーション・ディベロプメント

代表取締役 舩越 真樹

別紙 1

株式会社インフォメーション・ディベロプメント 定款

第 1 章 総 則

（商 号）

第1条 当会社は、株式会社インフォメーション・ディベロプメントと称し、英文ではINFORMATION DEVELOPMENT CO.,LTD. と表示する。

（目 的）

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子計算機用インプットデータの作成、教育および技術者の派遣
- (2) コンピュータの運用、管理および情報システムの設計、開発、保守
- (3) 前号の事業に関する教育、コンサルティングおよび技術者の派遣
- (4) コンピュータを利用する計算作業等およびこれに関連する調査、資料の収集、作成、配送
- (5) コンピュータ、その周辺機器およびこれらに関連する消耗品の販売
- (6) 不動産の売買、賃貸借、仲介および不動産管理業
- (7) 損害保険代理業および自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集
- (8) 総合リース業
- (9) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、官報とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第 3 章 株 主 総 会

(権 限)

第8条 当社の株主総会は、法令に規定する事項および本定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招 集)

第9条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第14条 当会社の取締役は7名以内とする。

(選任方法)

第15条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第16条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第17条 取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

- 2 取締役社長は、代表取締役とする。ただし、取締役会の決議をもって、取締役社長のほかに前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第20条 当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第21条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報 酬 等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役

(員 数)

第23条 当会社の監査役は3名以内とする。

(選任方法)

第24条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報 酬 等)

第26条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 役員等の責任免除等

(取締役等の会社に対する責任の免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役または監査役（取締役または監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(非業務執行取締役等の責任の制限)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）または監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第30条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日とし、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第32条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

(本店の所在場所)

第33条 当会社成立時の本店の所在場所は、東京都千代田区五番町12番地1とする。

(設立時代表取締役)

第34条 当会社の設立時代表取締役は、船越真樹、山川利雄とする。

(役員の報酬等)

第35条 第22条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から当会社の最初の定時株主総会終結の時までの当会社の取締役の報酬等の総額は、年額金2億円以内とする。

2 第26条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から当会社の最初の定時株主総会終結の時までの当会社の監査役の報酬等の総額は、年額金2千万円以内とする。

(附則の削除)

第36条 本附則は、当会社設立後最初の定時株主総会終結の時をもって自動的に削除される。

以 上

別紙 2

承継権利義務明細表

本件承継対象権利義務は、本件分割の効力発生の直前時（以下「基準時」という）において、甲の本件事業に属する次の資産、債務、契約その他の権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

本件事業に属する一切の流動資産（ただし、グループ運営のために必要な現預金を除く）

(2) 固定資産

本件事業に属する一切の固定資産（ただし、関係会社株式のうち以下の株式を除く）

① 株式会社プライド

② 株式会社フェス

③ 愛ファクトリー株式会社

2. 負債

(1) 流動負債

本件事業に属する一切の流動負債（ただし、短期借入金の一部を除く）

(2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債（ただし、長期借入金を除く）

3. 雇用契約その他の権利義務等（上記 1 および 2 に係るものを除く）

(1) 雇用契約

本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

(2) その他の契約

本件事業に関して甲が締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約
その他本件事業に関する一切の契約（名称の如何および契約締結方法を問わない）に基づく権利義務および契約上の地位

4. 許認可等

本件事業に関して甲が取得している許認可等のうち、法令上甲から乙への承継が可能であるものの一切

以 上

3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第763条第1項第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

① 本件分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件分割に際して、普通株式1千株を発行し、そのすべてを当社に割り当て交付いたします。本件分割は、当社が単独で行う新設分割であることから、割り当てられる株式数によって当社と新設会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、新設会社が発行する株式数は、当社において任意に定めることができると解されます。そこで当社の持株会社制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理および新設分割設立会社の資本金の額等を考慮した結果、前記の割り当て株式数が相当であると判断いたしました。

② 新設分割設立会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金および準備金の額につきましては、新設分割設立会社が承継する資産等および今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は第1号議案「新設分割計画承認の件」記載のとおり、2019年4月1日をもって持株会社制へ移行し、当社の商号を「株式会社IDホールディングス」へ変更する予定であります。

これに伴い、第1号議案が承認可決されることを条件として、商号および目的を変更するため、現行定款第1条（商号）および第2号（目的）について、変更を行うとともに、2019年4月1日付で、その効力が生ずる旨の附則を設けるものであります。

また、併せて、句読点および誤字等の調整を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（商 号） 第1条 当社は、株式会社インフォメーション・ディベロ <u>プメント</u> と称し、英文ではINFORMATION <u>DEVELOPMENT CO.,LTD.</u> と表示する。	（商 号） 第1条 当社は、株式会社IDホールディングスと称し、 英文ではID Holdings Corporationと表示する。
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>ならびに次の事業</u> <u>を営む会社および外国会社の株式または持分を所</u> <u>有することにより、当該会社の事業活動を支配し、</u> <u>管理することを目的とする。</u>
（1）・（2）（条文省略）	（1）・（2）（条文省略）
（3） <u>2号の事業に関する教育、コンサルティングおよび</u> 技術者の派遣	（3） <u>前号の事業に関する教育、コンサルティングおよび</u> 技術者の派遣
（4）・（5）（条文省略）	（4）・（5）（条文省略）
（6）不動産の売買、賃貸借、仲介、 <u>および不動産管理業</u>	（6）不動産の売買、賃貸借、仲介および不動産管理業
（7）・（8）（条文省略）	（7）・（8）（条文省略）
（新 設）	（9） <u>農産物の生産、加工および販売</u>
（9）前各号に関連する一切の事業	（10）前各号に関連する一切の事業

現 行 定 款	変 更 案
(株主名簿管理人) 第11条 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 (取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (監査役の責任免除) 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (会計監査人の責任免除) 第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。 (新 設)	(株主名簿管理人) 第11条 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 (取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (監査役の責任免除) 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (会計監査人の責任免除) 第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。 <u>(附 則)</u> <u>第1条 第1条および第2条の変更は、2019年4月1日に効力が発生するものとする。</u> <u>第2条 本附則は、前条に定める定款変更の効力発生後に自動的に削除される。</u>

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルグランドアーク半蔵門 4階 富士東の間
東京都千代田区隼町1番1号
TEL (03) 3288-1628



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を
読み取りください。



- 東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩2分
- 東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」3b出口より徒歩3分
※ 3b出口はエスカレーター部分が1番出口より長く、荷物がある場合に便利です。
- 東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」駅エレベーターより徒歩7分
- 東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩7分
- JR「四ツ谷駅」より徒歩15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。